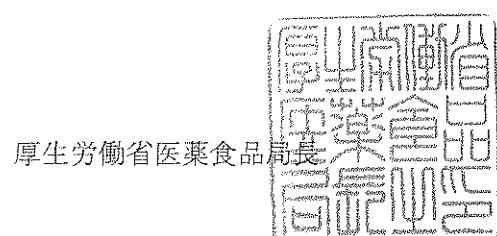




薬食発第 0521001 号  
平成 20 年 5 月 21 日

各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿



### 薬事法施行規則の一部を改正する省令の公布について

薬事法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 69 号。以下「改正法」という。）による改正後の薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 50 条第 6 号の規定に基づき、薬事法第 36 条の 3 第 1 項に規定する区分ごとの表示（以下「区分表示」という。）を内容とする薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 109 号。以下「改正省令」という。）が平成 20 年 5 月 21 日に公布された。

改正省令で定められている事項及び細部の取扱いについては下記のとおりであるので、貴職におかれでは、貴管下関係業者等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

#### 記

##### 1 区分表示の方法について

###### （1）記載事項

区分表示として、第一類医薬品に「第 1 類医薬品」と、第二類医薬品に「第 2 類医薬品」と、第三類医薬品に「第 3 類医薬品」と、それぞれ記載し、枠で囲むこと。

具体的には、枠は四角枠として以下のように記載することとする。

第 1 類医薬品

第 2 類医薬品

第 3 類医薬品

また、第二類医薬品のうち、特に注意を要する医薬品として別紙のとおり指定したもの（以下「指定第二類医薬品」という。）については、併せて「2」の数字を四角枠又は丸枠で囲むこととする。

第 2 類医薬品

又は

第②類医薬品

## (2) 記載する場所

区分表示は、一般用医薬品の直接の容器又は直接の被包（以下「直接の容器等」という。）に記載すること。また、直接の容器等が小売のために包装されている場合において、その直接の容器等への記載が外部の容器又は外部の被包（以下「外部の容器等」という。）を透かして容易に見ることができないときは、外部の容器等にも併せて記載されなければならないこと。

区分表示は基本的に直接の容器等、外部の容器等とともに、当該一般用医薬品の名称（以下「販売名」という。）が記載されている面と同じ面に記載することとし、販売名が複数の面に記載されている場合は、販売名が記載されている各面に記載することとする。

## (3) 区分表示の文字及び数字（以下「文字等」という。）並びに枠の色

区分表示の文字等及び枠の色は黒字及び黒枠とすること。ただし、記載する場所の色等との比較において、できるだけ見やすくするために、白字及び白枠としても差し支えないこと。

## (4) 区分表示の文字等の大きさ

区分表示の文字等の大きさは、8 ポイント（工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）に基づく日本工業規格 Z 8305 に規定するポイントをいう。以下同じ。）以上とすること。

ただし、記載する場所が狭い等の理由により、区分表示の文字等を明瞭<sup>りょう</sup>に記載することができない場合はこの限りではないこと。

具体的には、販売名等の表記に用いる文字等の大きさが 8 ポイント未満である場合、区分表示の文字等の大きさは、販売名等の表記に用いる文字等の大きさと同じ大きさであっても差し支えないこととする。

## (5) その他

上記（1）～（4）に加えて、色による区分ごとの識別や障害者に配慮した表示等を行うことは差し支えないが、その場合、容器又は被包の色調等に注意しつつ、適切に表示することとする。

## 2 施行期日

改正省令の施行期日は、改正法附則第 1 条に規定する、公布の日（平成 18 年 6 月 14 日）から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「新法施行日」という。）であること。

ただし、改正法の円滑な施行のため、新法施行日以降、店舗等において販売等される一般用医薬品に区分表示が行われていることを促す観点から、区分表示を行った製品が新法施行日以前から製造販売等されることが望ましく、シール等を貼付することにより区分表示を行うことも認められることとする。

## 3 経過措置

（1）改正法附則第 18 条第 1 項の規定により、新法施行日から起算して 2 年間は、一般用医薬

品に区分表示が行われていなくとも、改正前の薬事法の規定に適合する表示がされている限り、店舗等において販売等することができること。

(2) 改正省令の経過措置として、新法施行日時点で存在する一般用医薬品であって、改正前の薬事法の規定に適合する表示がなされているものについては、外部の容器等に区分表示が行われている場合には、直接の容器等に区分表示が行われているものとみなされるため、新法施行日から起算して2年を経過した以降も、店舗等において販売等することができること。

この場合、外部の容器等にシール等を貼付することにより区分表示を行うことも認められることとする。

(3) 新法施行日から起算して1年以内に製造販売等される製品については、改正法附則第18条第2項の規定により、新法施行日から起算して2年間、改正前の薬事法の規定に適合する表示がされている限り、店舗等において販売等することができるが、直接の容器等及び外部の容器等に区分表示が行われた場合には、新法施行日から起算して2年を経過した以降も店舗等において販売等することができること。

この場合、直接の容器等、外部の容器等とともに、シール等を貼付することにより区分表示を行うことも認められることとする。

#### 4 その他

区分表示は添付文書にも併せて記載することとする。この場合、記載事項については、上記1(1)と同様の記載を行うこととする。

平成11年8月12日付け医薬発第983号厚生省医薬安全局長通知「一般用医薬品の使用上の注意記載要領について」の別添「一般用医薬品の使用上の注意記載要領」第1 使用上の注意の記載に際しての原則 8. 次の事項については、外部の容器又は外部の被包の使用者の目にとまりやすい場所に、別途記載すること。(6) 医薬品である旨、については、区分表示が行われている場合は記載されているとみなすこととする。

別紙

指定第二類医薬品

以下に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤

無機薬品及び有機薬品

1	アスピリン
2	アミノ安息香酸エチル。ただし、外用剤（坐剤を除く。）を除く。
3	アモロルフィン
4	アリルイソプロピルアセチル尿素
5	安息香酸。ただし、外用剤（吸入剤を除く。）を除く。
6	エストラジオール
7	エストラジオール安息香酸エステル
8	エチニルエストラジオール
9	エテンザミド
10	カサントラノール
11	コデイン
12	コルチゾン酢酸エステル
13	サザピリン
14	サリチルアミド
15	サリチル酸
16	サリチル酸フェニル。ただし、外用剤を除く。
17	ジヒドロコデイン
18	ジフェンヒドラミン。ただし、外用剤（坐剤及び点鼻剤を除く）を除く。 【睡眠改善薬に限る】
19	シュウ酸セリウム
20	センノシド
21	デキサメタゾン
22	デキサメタゾン酢酸エステル
23	ニコチン
24	ネチコナゾール
25	ビタミンA油。ただし、外用剤を除く。
26	ヒドロコルチゾン
27	ヒドロコルチゾン酢酸エステル
28	ヒドロコルチゾン酪酸エステル
29	ピペリジルアセチルアミノ安息香酸エチル
30	プソイドエフェドリン

31	ブテナフィン
32	フルオシノロンアセトニド
33	プレドニゾロン
34	プレドニゾロン酢酸エステル
35	プレドニゾロン吉草酸エステル
36	プロムワレリル尿素
37	プロメタジン
38	ベタネコール
39	ベタメタゾン吉草酸エステル
40	メチルエフェドリン
41	ラウォルフィアセルペンチナ総アルカロイド
42	レチノール。ただし、外用剤を除く。
43	レチノール酢酸エステル。ただし、外用剤を除く。
44	レチノールパルミチン酸エステル。ただし、外用剤を除く。
45	ロペラミド

#### 生薬及び動植物成分

1	イチイ。ただし、外用剤を除く。
2	カスカラサグラダ。ただし、外用剤を除く。
3	クバク
4	コジョウコン
5	センナ
6	センナジツ
7	センナヨウ
8	トコン
9	マオウ。ただし、外用剤を除く。



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

- 農産物街詰及び農産物瓶詰の日本農林規格の一部を改正する件  
(農林水産七七四)
- 農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準の一部を改正する件(同七七五)
- 保安林の指定をする件  
(同七七六七九五)
- 保安林の指定を解除する件  
(同七九六)
- 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の品目、輸入地又は船積地、その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件(経済産業一〇九)
- 建築基準法に基づく指定確認検査機関の業務区域を変更した件  
(国土交通六六四)
- 戸籍法第百八十八条第一項の規定による指定に関する件(法務二七二)
- 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の規定に基づき研修を定める件の一部を改正する件(同二七三、二七四)
- 日本国に帰化を許可する件  
(同二七五)
- 関税法第一百八十八条第一項第二号に規定する貿易の振興に資するため特に必要がある場合を定める件を廃止する件(財務一七七)
- 生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税率の緊急措置の平成二十年度における発動基準となる数量を告示  
(同一七八)
- 豚肉等に係る関税率の緊急措置の平成二十年度における発動基準となる数量を告示  
(同一七九)
- 食品衛生法の規定に基づく登録検査機関の製品検査業務の休止を許可した件(厚生労働二二三)

〔省令〕

〔告示〕

- 農産物街詰及び農産物瓶詰の日本農林規格の一部を改正する件  
(農林水産七七四)
- 農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準の一部を改正する件(同七七五)
- 保安林の指定をする件  
(同七七六七九五)
- 保安林の指定を解除する件  
(同七九六)
- 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の品目、輸入地又は船積地、その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件(経済産業一〇九)
- 建築基準法に基づく指定確認検査機関の業務区域を変更した件  
(国土交通六六四)
- 戸籍法第百八十八条第一項の規定による指定に関する件(法務二七二)
- 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の規定に基づき研修を定める件の一部を改正する件(同二七三、二七四)
- 日本国に帰化を許可する件  
(同二七五)
- 関税法第一百八十八条第一項第二号に規定する貿易の振興に資するため特に必要がある場合を定める件を廃止する件(財務一七七)
- 生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税率の緊急措置の平成二十年度における発動基準となる数量を告示  
(同一七八)
- 豚肉等に係る関税率の緊急措置の平成二十年度における発動基準となる数量を告示  
(同一七九)
- 食品衛生法の規定に基づく登録検査機関の製品検査業務の休止を許可した件(厚生労働二二三)

〔官厅報告〕

国家試験

消防厅 農林水産省

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔人事異動〕

〔国会事項〕

- 水路測量の実施に関する件  
(海上保安庁一四一)
- 道路に関する件  
(近畿地方整備局九四)

日本と世界の天候(平成二十年四月)  
(速報)(気象庁)

〔公告〕

〔資料〕

官厅 諸事項

裁判所  
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係

地方公共団体  
職員の免職処分、教育職員免許状失効、効闘關係

会社その他

日本と世界の天候(平成二十年四月)  
(速報)(気象庁)

〔公告〕

〔資料〕

〔省令〕

○厚生労働省令第百九号  
薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号)の一部の施行に伴い、薬事法施行規則の一部を改正する。平成二十年五月二十一日

厚生労働大臣  
舛添要一  
薬事法施行規則の一部を改正する省令(第百九号)の一部を次のように改正する。  
第六十九号の次に次の二条を加える。  
(法第三十六条の三第一項に規定する区分ごとの表示)

第二百九条の二 法第五十条第六号の規定により直接の容器又は直接の被包に記載するように定められた事項については、次の表の上欄に掲げる法第三十六条の三第一項に規定する区分に応じ、それぞれ同表の下欄に記載する字句を記載しなければならない。

第二百九条の二 法第五十条第六号の規定により直接の容器又は直接の被包に記載するように定められた事項については、次の表の上欄に掲げる法第三十六条の三第一項に規定する区分に応じ、それぞれ同表の下欄に記載する字句を記載しなければならない。

第一類医薬品	第二類医薬品	第三類医薬品
第一類医薬品	第二類医薬品	第三類医薬品

前項の表の下欄に掲げる字句は黒枠の中に黒字で記載しなければならない。ただし、その直接の容器又は直接の被包の色と比較して明らかに判読できない場合は、白枠の中に白字で記載することができる。

第一項の表の下欄に掲げる字句については、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という)二八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。ただし、その直接の容器又は直接の被包の面積が狭いため同欄に掲げる文字及び数字を明りようのように記載することができない場合は、この限りではない。

〔施行期日〕

第一条 この省令は、薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

平成20年5月21日 水曜日 官

**告 示**

○法務省告示第二百七十二号  
戸籍法第二百八十八条第一項の規定により、次の市長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。  
この指定は、平成二十年六月七日から効力を生ずる。

平成二十年五月二十一日

大坂府阪南市長

○法務省告示第二百七十三号  
出入国管理及び難民認定法第七条第一項第一号の基準を定める省令(平成一年法務省令第十六号)の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、平成十七年六月八日法務省告示第二百八十八号の一部を次のように改正する。

平成二十年五月二十一日

法務大臣 鳩山 邦夫

第三号中「平成十七年六月八日」を「平成二十一年六月八日」に改める。

附 則

この告示は、平成二十一年六月八日から施行する。

○法務省告示第二百七十四号  
出入国管理及び難民認定法第七条第一項第一号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、平成十七年六月八日法務省告示第二百八十九号の一部を次のように改正する。

平成二十一年五月二十一日

第二条 この省令の施行の際現に存する一般用医薬品(改正法による改正後の薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二十五条第一号に規定する一般用医薬品をいう)であつて、その容器又は被包に改正法による改正前の薬事法の規定に適合する表示がされているものについては、その外部の容器又は外部の被包にこの命令による改正後の薬事法施行規則第二百九条の二に規定する表示が記載されている場合には、同条に規定する表示が当該医薬品の直接の容器又は直接の被包に記載しているものとみなす。

車載端	昭和59年9月6日生
住所	東京都江戸川区西小岩1丁目16番5号
崔雪花	昭和60年9月29日生
崔香花	昭和63年8月29日生
住所	東京都練馬区豊玉中1丁目23番1-102号 鄰有済
住所	東京都豊島区池袋2丁目18番5-2070号 鶴明若
住所	東京都練馬区豊2丁目1番16-703号 金敏順
住所	横浜市鶴見区矢向5丁目113番40号 陳旗
陳靈斐	平成18年11月5日生
住所	愛知県瀬戸市栗町348番地 鷹桂浩
金孝子	昭和25年5月27日生
處哥一	昭和27年2月8日生
廣要一	昭和57年7月11日生
住所	名古屋市港区小幡4丁目540番地 盧仁美
住所	愛知県西尾市正名町字西之切9番地3 高秀梅
住所	昭和52年2月7日生 大庭相
住所	昭和43年8月10日生 高典子
住所	昭和49年8月7日生 權端麗
住所	平成16年10月26日生 權百香
住所	平成19年12月5日生 神戸市兵庫区上三條町3番3号 孫由香利
住所	昭和55年1月12日生 滋賀県野洲市乙籠45番地4 孟凡菊
住所	昭和46年4月30日生 マリア・ロールデス・デルガド・シノナガ
住所	埼玉県川越市中原町1丁目9番地7 金成祐
住所	昭和36年8月29日生 吳都
金鼎子	昭和41年10月19日生
金雅之	平成元年9月22日生
住所	平成3年9月18日生 金美樹
住所	平成9年8月26日生 三重県三重郡菰野町大字神森679番地1 尹申柱
住所	昭和29年7月5日生 吳信校
住所	昭和30年1月14日生

尹哲雄	昭和58年10月5日生
住所	山口市葵2丁目8番6号
李大樹	昭和56年7月22日生
住所	山口県下関市竹崎町2丁目3番7番7-299号
宋基榮	昭和25年7月6日生
金順祥	昭和27年5月20日生
宋勇	昭和51年4月11日生
宋優子	昭和54年8月4日生
住所	宮城県名取市名取が丘5丁目19番6号
朴連順	昭和46年2月16日生
李ソナ	平成10年6月18日生
李ハナ	平成12年4月5日生
李鍾武	平成17年2月7日生
住所	東京都千代田区東神田3丁目2番3号
河吉愛	昭和49年1月19日生
住所	奈良県大和高田市田井新町1番23号
金龍治	昭和51年8月18日生
住所	栃木県宇都宮市宿郷2丁目3番13号
都樂和	昭和55年4月10日生
住所	京都府山科区上花山桜谷1番地2
金富貴	平成4年9月20日生
住所	滋賀県大津市下阪本3丁目12番12号
柳勇吉	昭和46年10月15日生
住所	兵庫県芦屋市潮見町19番8号
金永豐	昭和41年8月27日生
住所	兵庫県姫路市安田4丁目134番地
黃龍臺	昭和4年1月1日生
陳三根	昭和36年4月20日生
李美佐子	昭和40年8月16日生
陳光惠	平成元年8月8日生
住所	陳光惠 平成5年6月18日生
愛媛県大洲市袖木22番地	
住所	陳宏成 平成3年3月1日生
住所	神戸市西区井吹台西町1丁目6番地
許友司	昭和37年2月29日生
李昌代	昭和40年11月17日生
許愛加	平成6年5月8日生
許廉平	平成9年7月27日生
住所	埼玉県北足立郡伊奈町榮6丁目7番地4号
尹公一	昭和47年12月1日生
住所	大阪市東住吉区今川五丁目3番8-207号
玄愛順	昭和43年11月19日生
住所	大阪市生野区勝山南2丁目2番4号
白早苗	昭和58年2月10日生
住所	大阪市淀川区塚本3丁目1番24号
河本豊	昭和52年9月10日生